

「公正取引委員会の審査に関する規則」の一部改正（案）に対する意見の概要及びそれに対する考え方

No.	項目	意見の概要	考え方
1	第 2 3 条の 6	<p>実行期間における課徴金額を課徴金算定可能な期間の売上等の平均に基づき算出するとしているが、法第 7 条の 2 第 1 項第 4 号の談合金等は継続して授受されるものではないため、この平均を算定の基礎とするのは合理的でない。したがって、談合金等は個別に認定し、その金額を基礎とすべきである。個別に認定できない場合、そもそも実行期間と言えるか疑問である。</p> <p>また、改正法の課徴金対象期間は 10 年となっており、この間、商品等の価格は変動している。したがって、単純な平均価格でなく、物価指数等の公的指標で調整するなどすべきである。（弁護士）</p>	<p>違反行為者が公正取引委員会等による課徴金の計算の基礎となるべき事実に係る事実の報告又は資料の提出の求めに応じなかった場合に、実行期間のうち課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握することができない期間における売上額等を推計して課徴金の納付を命ずることができるとされています（改正法による改正後の独占禁止法第 7 条の 2 第 3 項）。</p> <p>談合金等を継続して受領するような事案も想定できるところ、例えば、受領した談合金等の一部の金額を把握することができない場合には、把握している談合金等の金額に基づき、合理的な方法により推計した金額を課徴金の対象とする必要があります。</p> <p>また、迅速かつ効率的な運用により違反行為の抑止効果を高める観点から、算定方法の簡明性を確保する必要があるため、推計方法において物価指数等の指標を用いた調整をする必要はないものと考えます。</p>